

資料3

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

(傍線部分は改訂部分)

改訂案		現行	
目次	第1 ~ 第6 (略) <参考書式> (略) <参考条文> ・刑法 ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ・売春防止法 ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ・覚せい剤取締法 ・麻薬及び向精神薬取締法 ・大麻取締法 ・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ・銃砲刀剣類所持等取締法 ・爆発物取締罰則 ・臓器の移植に関する法律	目次	第1 ~ 第6 (略) (参考書式) (略) (参考条文) ・刑法 ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ・売春防止法 ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ・覚せい剤取締法 ・麻薬及び向精神薬取締法 ・大麻取締法 ・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ・銃砲刀剣類所持等取締法 ・爆発物取締罰則
第1	(略)	第1	(略)
第2	(略)	第2	(略)
第3	1~2 (略) 3 (1) (略) (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準 対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。 わいせつ物公然陳列 次のすべてを満たす場合には、わいせつ物公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。 わいせつ性が認められる場合 ・性器が 明確に 確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。) ・性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等 <u>ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。</u> 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。	第3 1~2 (略) 3 (1) (略) (2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準 対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。 わいせつ物公然陳列 次のすべてを満たす場合には、わいせつ物公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。 わいせつ性が認められる場合 ・性器が確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。) ・性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。	

改訂案	現行
<p>児童ポルノ公然陳列 次のすべてを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。 児童(18歳未満)に該当する場合 ・ 画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合 ・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合 児童ポルノに該当する場合 ・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等 ・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</p> <p>～ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>児童ポルノ公然陳列 次のすべてを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。 児童(18歳未満)に該当する場合 ・ 画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合 ・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合 児童ポルノに該当する場合 ・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等 ・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) ・ 児童の全裸又は全裸に近い状態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) 公然陳列に該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</p> <p>～ (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第4 1～2 (略) 3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準 公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等に該当する行為は、次のような場合である。 なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断することとする。 けん銃等の譲渡等 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等)から、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。</p> <p>「けん銃、チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載又は外見上けん銃等であることが伺われる画像等が掲載されていること 「売ります、買います」等の譲渡等を示す表現が記載されていること</p> <p>～ (略)</p>	<p>第4 1～2 (略) 3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準 公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等に該当する行為は、次のような場合である。 なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断することとする。 けん銃等の譲渡 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等)から、けん銃等の譲渡を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 外形上けん銃等であることが伺われる画像等が掲載されていること 「けん銃、チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載又は外見上けん銃等であることが伺われる画像等が掲載されていること 「販売する、売ります」等の譲渡を誘引等する表現が記載されていること</p> <p>～ (略)</p>

改訂案	現行
<p>殺人、傷害、脅迫、恐喝 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、支払方法等)から、殺人、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 <u>「殺人、人を殺す」、「傷害、怪我させる」、「脅迫、恐喝、脅す、脅し取る」等の殺人、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること</u> <u>「引き受ける、請け負う、協力する、依頼する」等の請負、仲介、誘引等を意味する表現が記載されていること</u> <u>他人に依頼する場合は、名前、住所、電話番号等により対象者が特定されていること</u></p> <p>偽造通貨の交付・取得 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(品質、対価、支払方法、引渡方法等)から、偽造通貨の交付または取得を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 <u>「1万円、諭吉」等の通貨を意味する表現が記載されていること</u> <u>「偽造、本物に近い」等の偽造を意味する表現が記載されていること</u> <u>「売ります、買います」等の交付や取得を意味する表現が記載されていること</u></p> <p>臓器売買 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、対象物、支払方法、取引方法等)から、臓器売買を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 <u>「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること</u> <u>「売ります、買います」等の売買の請負等を意味する表現が記載されていること</u></p> <p>人身売買 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、内容、支払方法、引渡方法等)から、人身売買を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 <u>「女、男」等の人を意味する表現が記載されていること</u> <u>「売ります、買います、います」等の売買の請負等を意味する表現が記載されていること</u></p> <p>自殺関与 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(内容、連絡方法等)から、自殺関与を直接的かつ明示的に請負していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 <u>「自殺、逝く、死にたい」等の自殺を意味する表現が記載されていること</u> <u>「手伝う、請け負う、協力する」等の請負等を意味する表現が記載されていること</u></p>	<p>殺人、傷害、脅迫、恐喝 次のすべてを満たす場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(対価、支払方法等)から、殺人、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。 <u>「殺人、人を殺す」、「傷害、怪我させる」、「脅迫、恐喝、脅す、脅し取る」等の殺人、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること</u> <u>「引き受ける、請け負う、協力する」等の請負、仲介、誘引等を意味する表現が記載されていること</u></p>

改訂案	現行
<p>第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報</p> <p>【具体例】：児童ポルノ公然陳列 次のいずれかに該当する場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトや電子掲示板の性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、公序良俗に反する情報であると判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等 ・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) <p>(略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報</p> <p>【具体例】：児童ポルノ公然陳列 次のいずれかに該当する場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトや電子掲示板の性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、公序良俗に反する情報であると判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等 ・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) ・ 児童の全裸又は全裸に近い状態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。) <p>(略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第5 (略)</p>	<p>第5 (略)</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>
<p><参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】> (略)</p> <p><参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】> (略)</p>	<p><参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】> (略)</p> <p><参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】> (略)</p>
<p><参考条文></p> <p>(刑法) 第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。 2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。 第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。 第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。 2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p><参考条文></p> <p>(刑法) 第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。 2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

改訂案	現行
<p>第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。</p> <p>第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。</p> <p>第二百二条 <u>人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。</u></p> <p>第二百四條 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>第二百二十六条の二 <u>人を買い受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>2 <u>未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 <u>営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。</u></p> <p>4 <u>人を売り渡した者も、前項と同様とする。</u></p> <p>5 <u>所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。</u></p> <p>第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>	<p>第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。</p> <p>第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。</p> <p>第二百四條 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<p>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律) (略)</p> <p>(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律) (略)</p> <p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) (略)</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p> <p>(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p>	<p>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律) (略)</p> <p>(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律) (略)</p> <p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) (略)</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p> <p>(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p>

改訂案	現行
<p>(銃砲刀剣類所持等取締法) 第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等(第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第三条の十において同じ。)を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、その職務のため、同号に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合 二 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合 三 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合</p> <p>第三条の八 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合 二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合 三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合</p> <p>第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合</p> <p>二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合 三 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すことができるけん銃実包を譲り渡す場合</p>	<p>(銃砲刀剣類所持等取締法) 第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等(第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第三条の十において同じ。)を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、その職務のため、同号に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合 二 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合 三 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合</p> <p>第三条の八 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合 二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合 三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合</p> <p>第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合</p> <p>二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合 三 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すことができるけん銃実包を譲り渡す場合</p>

改訂案	現行
<p><u>第三条の十 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等譲り受け、又は借り受けてはならない。</u></p> <p><u>一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該所持することができるけん銃等譲り受け、又は借り受ける場合</u></p> <p><u>二 第四条の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該許可に係るけん銃等譲り受け、又は借り受ける場合</u></p> <p><u>第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品譲り受け、又は借り受けてはならない。</u></p> <p><u>一 第三条の二</u></p> <p><u>第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品譲り受け、又は借り受ける場合</u></p> <p><u>二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品譲り受け、又は借り受ける場合</u></p> <p><u>三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品譲り受け、又は借り受ける場合</u></p> <p><u>第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包譲り受けてはならない。</u></p> <p><u>一 第三条の三第一項</u></p> <p><u>第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包譲り受ける場合</u></p> <p><u>二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包譲り受ける場合</u></p> <p><u>三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実包譲り受ける場合</u></p> <p>(爆発物取締罰則) (略)</p>	<p>(爆発物取締罰則) (略)</p>

改訂案	現行
<p><u>(臓器の移植に関する法律)</u> <u>第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。</u> <u>2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。</u> <u>3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんをすること若しくはあっせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。</u> <u>4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんを受けること若しくはあっせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。</u> <u>5 何人も、臓器が前項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。</u> <u>6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあっせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。</u></p>	